

第3章 基本方針

1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえて、本市では、次の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- (1) 生きることの包括的な支援としての対策の推進
- (2) 関連施策との連携を強化した全庁的な取組の推進
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援としての対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まるといわれています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(2) 関連施策との連携を強化した全庁的な取組の推進

自殺に追い込まれようとしている人が、自殺に至ることなく安心して生きるためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な支援の取組が重要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等さまざまな分野の施策、組織および関係者と密接に連携し、包括的な取組を推進します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」において、それぞれ、かつ総合的に推進し社会全体の自殺リスクを低減します。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「さまざまな分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して(三階層自殺対策連動モデル)いきます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じていきます。



図24 三階層自殺対策連動モデル(TISモデル) 出典：自殺総合対策推進センター資料

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるという認識が、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業および市民等全ての関係者が、「自殺が社会全体の問題であり我が事である」ことを認識し、主体的に自殺対策に取り組むことが期待されます。

また、それら関係組織および関係者が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

2 施策の体系

本計画における自殺対策は、大きく4つの施策群で構成されています。次の4つの施策群が相互に連携して自殺対策を推進します。

1つ目は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施されることが望ましいとされている取組である「基本施策」です。

2つ目は、本市における自殺対策の特徴を踏まえ、また、本市が積極的に推進すべき取組である「重点施策」です。

3つ目は、本市の自殺対策に資する庁内の取組をまとめた「庁内における生きる支援関連施策」です。

4つ目は、自殺対策基本法が制定された平成18年に発足した、横須賀市自殺対策連絡会と連携してきた取組である「地域における生きる支援関連施策」です。

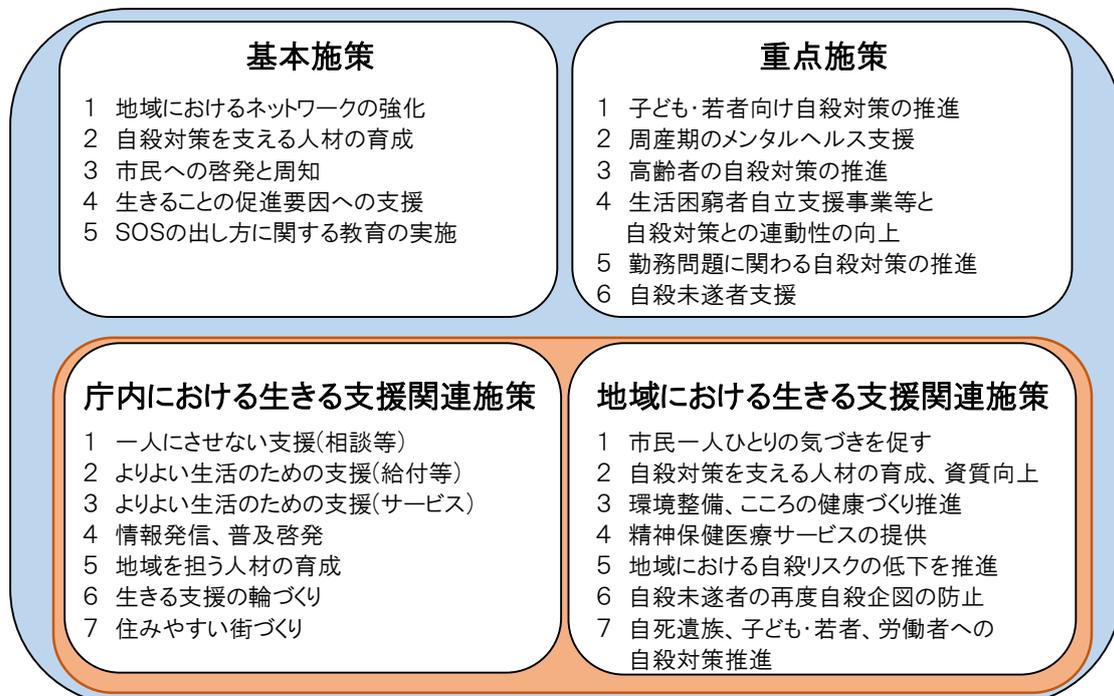


図 25 施策の体系図

横須賀市健康部

※庁内とは、横須賀市役所内の部局をいいます。

表3 国、神奈川県、横須賀市の自殺対策の取組

年度	国	神奈川県	横須賀市
平成18 (2006)	6月 自殺対策基本法成立		12月 横須賀市自殺対策連絡協議会設置要綱施行 12月 第1回自殺対策連絡協議会
平成19 (2007)	4月 内閣府自殺対策推進室設置 6月 「自殺総合対策大綱」閣議決定 9月 初の「自殺予防週間」実施 11月 初の「自殺対策白書」閣議決定	・ 地域自殺対策モデル事業(23年度～26年度) 8月 「かながわ自殺対策会議」設置	・ 相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」作成・配布開始 7月 第1回自殺対策連絡協議会 1月 第2回自殺対策連絡協議会
平成20 (2008)	10月 「自殺総合対策大綱」一部改正 10月 「自殺対策加速化プラン」決定		・ 自殺予防街頭キャンペーン開始 ・ 自殺対策シンボルマーク制定 7月 第1回自殺対策連絡協議会 1月 第2回自殺対策連絡協議会
平成21 (2009)	5月 補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」 11月 「自殺対策100日プラン」発表 2月 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定 3月 内閣府本府参与が「自殺リスクの要因分析」発表 3月 初の「自殺対策強化月間」の実施	・ 「かながわ自殺予防情報センター」設置	・ ゲートキーパー養成研修開始 7月 第1回自殺対策連絡協議会 1月 自殺未遂者対策検討会実施要領施行 1月 第2回自殺対策連絡協議会
平成22 (2010)	4月 「地域における自殺の基礎資料」の公表開始	・ 県民ニーズ調査実施 3月 「かながわ自殺総合指針」策定	・ 自死遺族相談会開始 ・ 自死遺族分かち合いの会開始 ・ 自殺未遂者支援事業開始(横須賀共済病院) 7月 第1回自殺対策連絡協議会 8月 自殺未遂者支援事業実施要領施行 1月 第2回自殺対策連絡協議会
平成23 (2011)	6月 東日本大震災に関連する月別自殺者数の把握開始 11月 「地域自殺対策強化基金」積み増し 3月 「よりそいホットライン」全国で運用開始		・ 生きる支援連絡会(23年度～26年度) 7月 第1回自殺対策連絡協議会 10月 自殺対策シンポジウム開催(アグネス・チャンほか) 2月 第2回自殺対策連絡協議会
平成24 (2012)	8月 「自殺総合対策大綱」見直し 2月 「地域自殺対策強化基金」積み増し		6月 第1回自殺対策連絡協議会 1月 第2回自殺対策連絡協議会
平成25 (2013)	10月 自殺対策を推進する議員の会発足 2月 「地域自殺対策強化基金」積み増し		・ 自殺対策連絡協議会から自殺対策連絡会へ変更 7月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会
平成26 (2014)	2月 補正予算「地域自殺対策強化交付金」	・ 「かながわ自殺対策会議地域部会」開始	・ 自殺未遂者支援事業開始(横須賀市立うわまち病院) ・ 性的マイノリティ分かち合いの会開始 ・ ゲートキーパー登録制度開始 7月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会

年度	国	神奈川県	横須賀市
平成27 (2015)	3月 自殺対策基本法の一部を改正する法律成立		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別集計による自殺分析実施 7月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会
		・自殺予防街頭キャンペーン・講演会の実施(県・市協働開催)	
平成28 (2016)	4月 自殺対策基本法の一部を改正する法律施行 4月 当初予算「地域自殺対策強化交付金」 4月 自殺対策推進業務が厚生労働省に移行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策包括相談事業開始 7月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会
平成29 (2017)	7月 「自殺総合対策大綱」改定 11月 市町村自殺対策計画策定の手引 12月 地域自殺対策政策パッケージ 12月 事業の棚卸し事例集 12月 地域自殺実態プロフィール	4月 「かながわ自殺対策推進センター」設置 3月 「かながわ自殺対策計画」策定	4月 横須賀市自殺対策計画策定委員会条例施行 6月 自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱施行 9月 横須賀市医師会学術講演会(自殺未遂者支援について発表) 10月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会 2月 「横須賀市こころの健康に関する市民意識調査」実施
平成30 (2018)			4月 自殺対策推進本部設置規程施行 7月 第1回自殺対策連絡会 1月 第2回自殺対策連絡会